

大阪市規則第38号

大阪市住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大阪市住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例（平成30年大阪市条例第40号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

(周辺住民等)

第3条 条例第3条第1項の市規則で定める住民及び施設は、次の各号に掲げる住民及び施設とする。

(1) 次に掲げる建築物に居住する住民

ア 住宅宿泊事業を営もうとする住宅を構成する建築物（以下「対象建築物」という。）

イ その敷地が対象建築物の敷地に隣接する建築物（対象建築物との外壁間の水平距離が20メートルを超えるものを除く。）

ウ 対象建築物の敷地が道路、公園その他の空地（以下「道路等」という。）に接する場合にあっては、当該敷地と道路等との境界線からの水平距離が10メートルの範囲内にその敷地の全部又は一部が存する建築物（対象建築物との外壁間の水平距離が20メートルを超えるものを除く。）

(2) 次に掲げる施設

ア 対象建築物内の施設

イ その敷地の全部又は一部が対象建築物の敷地の周囲100メートル以内の区域にある施設

(提出資料)

第4条 条例第4条第1項の市規則で定める資料は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める資料とする。

(1) 届出予定者が、住宅宿泊事業を営もうとする住宅（以下「届出予定住宅」という。）の敷地の全部又は一部が幅員4メートル以上の道路（道路法（昭和27年法律第180号）による道路をいう。以下この号において同じ。）に接するものであるとして住宅宿泊事業を営もうとするとき 次に掲げる資料

ア 届出予定住宅の敷地の全部又は一部が幅員4メートル以上の道路に接することを明らかにする書類

イ その他市長が必要と認める資料

(2) 届出予定者が、届出予定住宅の敷地の全部又は一部が幅員4メートル以上の道路（道路法による道路以外の道路をいう。以下この号において同じ。）に接するものであるとして住宅宿泊事業を営もうとするとき 次に掲げる資料

ア 届出予定住宅の敷地の全部又は一部が幅員4メートル以上の一般交通の用に供する道路に接することを明らかにする資料

イ その他市長が必要と認める資料

(施行の細目)

第 5 条 この規則の施行に関し必要な事項は、主管局長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。